

職業実践専門課程の基本情報について

| 学校名  | 設置認可年月日  | 校長名   | 所在地  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
|--|--|---|--|-------------------|-------|--------|---|------|------|-------|---|---|---|-----------------|---|---|---|--------|---|---|---|------------------|---|---|---|----------|---|---|---|
| 静岡福祉医療専門学校   | 平成10年3月23日   | 中村 徹  | 〒422-8061<br>静岡市駿河区森下町4-25<br>(電話) 054-280-0173  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 設置者名   | 設立認可年月日  | 代表者名  | 所在地  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 学校法人中村学園   | 昭和47年4月10日   | 理事長 中村 徹  | 〒420-0494<br>静岡市葵区与一五丁目3-25<br>(電話) 054-271-5700 |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 分野   | 認定課程名  | 認定学科名   | 専門士  | 高度専門士             |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 教育・社会福祉  | 専門課程(教育・社会福祉分野)  | 総合福祉学科 社会福祉士コース   | 平成17年文部科学省告示第30号                                 | —                 |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 学科の目的  | 1・2年次には介護福祉士としての基礎を築き、3年次には、社会福祉士または福祉レクリエーションワーカーコースとの選択により、専門特化された介護サービスの従事者(福祉スペシャリスト)を養成する。  |   |  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 認定年月日  | 平成26年 3月 31日   |   |  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 修業年限   | 昼夜   | 講義  | 演習   | 実習                | 実験    | 実技     |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
|  | 昼間   | 2,190時間   | 1,410時間  | 120時間             | 570時間 | 0時間    |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 3年   | 単位時間   |   |  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 生徒総定員  | 生徒実員   | 留学生数(生徒実員の内)  | 専任教員数  | 兼任教員数             | 総教員数  |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 90人  | 28人  | 0人  | 4人   | 22人               | 26人   |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 学期制度   | ■前期:4月10日～8月10日<br>■後期:9月19日～3月10日   |   | 成績評価   |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 長期休み   | ■学年始:4月1日～4月4日<br>■夏季:8月11日～8月31日<br>■冬季:12月26日～1月8日<br>■学年末:3月11日～3月31日   |   | 卒業・進級条件  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 学修支援等  | ■クラス担任制: 有<br>■個別相談・指導等の対応<br>長期休暇後、実習後など、節目の時期において、担任と学生との個別面談を行っている。   |   | 課外活動   |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 就職等の状況※2   | ■主な就職先・業界等(平成28年度卒業生)<br>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者支援施設  |   | 主な学修成果(資格・検定等)※3                                 |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
|  | ■就職指導内容<br>新卒雇用の動向、産業経済・社会の変化と「求められる人材像」の理解、就職活動の流れ・活動の心得、自己理解、希望する就職先分野の研究、職種の研究、応募書類作成指導(履歴書、エントリーシート)、卒業生との情報交換 三大質問の準備 模擬面接指導 小論文・作文書き方指導<br>個別面談・指導 |   |  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| ■卒業者数: 4 人   |  | ■就職希望者数: 4 人  |  | ■就職者数: 4 人        |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| ■就職率: 100 %  |  | ■卒業者に占める就職者の割合: 100 %   |  | ■その他<br>・進学者数: 0人 |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| (平成28年度卒業生に関する平成29年5月1日時点の情報)  |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>①</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士(実務経験1年必要)</td> <td>②</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>社会福祉主事</td> <td>①</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>レクリエーションインストラクター</td> <td>③</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ビジネス能力検定</td> <td>③</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> |  |                   |       | 資格・検定名 | 種 | 受験者数 | 合格者数 | 介護福祉士 | ① | 4 | 4 | 社会福祉士(実務経験1年必要) | ② | 0 | 0 | 社会福祉主事 | ① | 4 | 4 | レクリエーションインストラクター | ③ | 4 | 4 | ビジネス能力検定 | ③ | 4 | 4 |
| 資格・検定名   | 種  | 受験者数  | 合格者数   |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 介護福祉士  | ①  | 4   | 4  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 社会福祉士(実務経験1年必要)  | ②  | 0   | 0  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 社会福祉主事   | ①  | 4   | 4  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| レクリエーションインストラクター   | ③  | 4   | 4  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| ビジネス能力検定   | ③  | 4   | 4  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| ■中途退学者 4 名   |  | ■中途退学率 14.3 %   |  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 平成28年4月1日時点において、在学者28名(平成28年4月1日入学者を含む)<br>平成29年3月31日時点において、在学者24名(平成29年3月31日卒業者を含む) |  |   |  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| ■中途退学の主な理由<br>学校生活への不適合、経済的問題、進路変更   |  |   |  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| ■中退防止・中退者支援のための取組<br>学級懇談会における保護者との意見交換、カウンセリング、定期的な学生との個別面談、成績不良者への個別指導             |  |   |  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 経済的支援制度  | ■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有<br>・特待生、修学奨励特別奨学生、親子兄弟姉妹特別奨学生、遠隔地生活支援奨学生<br>■専門実践教育訓練給付: 非給付対象<br>※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載                                      |   |  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 第三者による学校評価   | ■民間の評価機関等から第三者評価: 無<br>※有の場合、例えば以下について任意記載<br>(評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)   |   |  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |
| 当該学科のホームページURL   | <a href="http://www.can.ac.jp/fukushi/gakka02.php">http://www.can.ac.jp/fukushi/gakka02.php</a>  |   |  |                   |       |        |   |      |      |       |   |   |   |                 |   |   |   |        |   |   |   |                  |   |   |   |          |   |   |   |

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者から除いたものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、資金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱います)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

専修学校 専門過程の教育課程の編成を行うにあたり、関係機関・団体等の要請を十分に活かしつつ、当該専修学校 専門課程の専攻分野に関する職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するために設置する。  
職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、少子高齢社会時代の介護を担う学生たちが実際に働く現場を知るにあたり、ボランティア活動や実習を活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

「委員会」は、専修学校 専門過程の教育課程の編成を行うにあたり、関係機関・団体等の要請を十分に活かしつつ、当該専修学校 専門課程の専攻分野に関する職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するために設置する。  
「委員会」では、毎回分野ごとの部会を設け、全教員が参加して意見交換を行う。委員から頂戴した意見は、学科会議において精査し、教育内容に反映していく。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成29年10月1日現在

| 名前     | 所属  | 任期                       | 種別 |
|--------|---|--------------------------|----|
| 神田 均   | 特定非営利活動法人<br>静岡県ボランティア協会 相談役                | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) | ①  |
| 鳥羽 茂   | 特定非営利活動法人<br>静岡県ボランティア協会 事務局長               | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) | ①  |
| 北島 啓詞  | 社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会<br>駿河区地域福祉推進センター センター長    | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) | ①  |
| 川崎 誠之  | 社会福祉法人 駿河会<br>特別養護老人ホーム 晁の園<br>相談員兼ケアマネージャー | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) | ③  |
| 杉山 彰子  | 学校法人中村学園<br>第一ひかり幼稚園 園長                     | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) | ③  |
| 仲本 和弘  | 医療法人財団 和絢会<br>やなぎだ眼科医院 事務長                  | 平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年) | ③  |
| 中村 徹   | 学校法人中村学園 理事長<br>静岡福祉医療専門学校 校長               | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) |    |
| 有賀 浩   | 静岡福祉医療専門学校 教頭                               | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) |    |
| 谷澤 清   | 静岡福祉医療専門学校<br>教育改革推進室長                      | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) |    |
| 中村 健太郎 | 静岡福祉医療専門学校<br>教育改革推進室長 補佐                   | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) |    |
| 磯野 博   | 静岡福祉医療専門学校<br>総合福祉学科 学科長                    | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) |    |
| 三嶋 秀子  | 静岡福祉医療専門学校<br>介護福祉学科 学科長                    | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) |    |
| 後藤 明子  | 静岡福祉医療専門学校<br>子ども心理学科 学科長                   | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) |    |
| 富田 順子  | 静岡福祉医療専門学校<br>教務課長・医療情報秘書科 学科長              | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) |    |

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役員(1企業や関係施設の役員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

・年間開催数 2回

・開催時期 前期後半(委員会等の意見を後期に活用・反映)、後期後半(委員等の意見を翌年度に活用・反映)

(開催日時)

第1回 平成28年7月28日 15:30～17:30

第2回 平成29年1月19日 15:00～17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

福祉・介護分野の人材養成における産学連携には、カリキュラム上の実習、カリキュラム外のボランティア、そして、学生が主体的に企画し実行する各種の地域活動がある。

教育課程編成委員には、日頃これらの活動において学生がお世話になっている施設や団体の方々になって頂いており、委員会では、これらの活動に対する率直な評価を伺うことができる。

評価のなかには良いものも悪いものもあるが、良い評価は学生に紹介し、学生の自信に繋げるとともに、悪い評価は教員が共有し、指導に活かしている。

具体的には、委員から、昨今、子どもの貧困が深刻化しているという意見があったことを踏まえ、「ゼミナール」の時間などを活用して行う地域活動に子育てママサロン活動や生活困窮家庭児童生活支援活動という活動を加えることができた。

また、福祉・介護分野の人材育成には、一学校、一施設、一団体のみでは解決できない社会的問題も多く、委員の方々からはこれらに関する最新動向を伺うことができるとともに、関係機関・団体が連携して問題解決に向かう具体的なご提案を伺うこともできる。

これらの最新動向やご提案は、教職員間で共有し、養成校が向かう方向性を議論する題材として活かしている。

| 2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係   |  |  |
|--|--|--|
| (1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針<br>本コースでは、1・2年次における介護実習では、介護福祉士の資格を得るために必要な知識・技術を習得する目的で2年間に12週間行い、段階的に4回に分けている。<br>1年次の介護実習Ⅰは、利用者の暮らしや住まい等の日常生活の理解や多様な介護サービスの理解を行うことができるよう、様々な生活の場において個別のケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種共同や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。これらの実習を2回に分けて実施する。<br>2年次の介護実習Ⅱは、個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を統合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を学習する。これらの実習を2回に分けて実施する。<br>3年次には、社会福祉主事を取得するために必要な社会福祉援助技術現場実習を行い、相談援助業務の社会福祉関係の各種機関・団体、施設における位置づけと相談援助業務の特徴について学ぶ。また、相談援助実習では、相談援助業務の価値と役割に関する認識を深め、これまで学んだ相談援助の理論と経験を活かし、個別支援計画の立案を行う。<br>実習指導は、実習要綱に基づき、現場の指導者と巡回教員が連絡・連携を取り合いながら、学生の指導を連携して行う。  |  |  |
| (2)実習・演習等における企業等との連携内容<br>1年次の介護実習Ⅰは、利用者の暮らしや住まい等の日常生活の理解や多様な介護サービスの理解を行うことができるよう、様々な生活の場において個別のケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種共同や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。また、学内で学んだ知識・技術に基づき利用者との人間関係を深め、働く現場を見つめ自己を振り返り、理解力・判断力を養う。1年次を2回に分けて実施する。<br>2年次の介護実習Ⅱは、個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を統合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を学習する。自己の技術・知識・態度の振り返り、人間と介護の本質を認識・追及しながらチームの一員として介護を展開する能力を養う。2年次を2回に分けて実施する。<br>3年次の社会福祉援助技術現場実習は、①職場実習、②職種実習を踏まえ、③個別支援計画の立案に至る実習である。介護過程の実習とは異なり、直接学生が利用者に働きかけることに加え、法制度やボランティアなど、社会資源を活用し、利用者の環境に働きかけることを目的とする。<br>相談援助実習は、社会福祉士養成カリキュラムの集大成であり、多職種連携や機関・団体との連携などを視野に入れながら、とりわけ、個別支援計画の立案をより高いレベルで完成させることを目的とする。<br>いずれの実習も、実習要綱に基づき、現場の指導者と巡回教員が連絡・連携を取り合いながら、学生の指導を協働する。<br>具体的には、PDCAサイクルを念頭に置き、学校での事前学習を踏まえた実習先でのオリエンテーションにはじまり、実習中は、指導者と教員が密に連絡を取りながら巡回訪問を行う。そして、実習後は、指導者の評価を踏まえた個別指導を経て、実習報告会を開催し、自らの成長を学生が自覚できるようにしている。 |  |  |
| (3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。   |  |  |
| 科目名  | 科目概要   | 連携企業等  |
| 介護実習Ⅰ  | さまざまな生活の場における個人の生活を理解したうえで、個別ケアを考え、コミュニケーションの実施、他職種協働を通じ介護福祉士としての役割について理解する。 | 特別養護老人ホーム吉津園・介護老人保健施設あみ・救護施設葵寮・障害者支援施設桜の園グループホームさくら・デイサービスセンター彩り等90施設  |
| 介護実習Ⅱ  | 個性理解のもと介護計画の立案・実施・評価を行う。具体的な介護サービス提供の基本となる実践力を養い、チームの一員として他職種連携の重要性を学ぶ。      | 特別養護老人ホーム吉津園・介護老人保健施設あみ・救護施設葵寮・障害者支援施設桜の園等61施設   |
| 社会福祉現場実習   | 社会福祉関係の各種機関・団体、施設での相談援助実習をとおして、相談援助業務の実際と相談援助業務の特性について学ぶ。                    | 児童養護施設 静岡ホーム・母子生活支援施設 千代田寮・障害者支援施設 沼津のぞみの里・特別養護老人ホーム 住吉杉の子園・富士市東部地域包括支援センター・静岡市社会福祉協議会・焼津市社会福祉協議会・牧之原市福祉事務所 ほか55ヶ所 |
| 相談援助実習   | 社会福祉関係の各種機関・団体、施設での相談援助実習をとおして、相談援助業務の実際と相談援助業務の特性について学ぶとともに、個別支援計画の立案を行う。   | 児童養護施設 静岡ホーム・母子生活支援施設 千代田寮・障害者支援施設 沼津のぞみの里・特別養護老人ホーム 住吉杉の子園・富士市東部地域包括支援センター・静岡市社会福祉協議会・焼津市社会福祉協議会・牧之原市福祉事務所 ほか55ヶ所 |

| 3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係   |   |             |             |   |  |
|---|---|-------------|-------------|---|--|
| <p>(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針<br/> 施設や非常勤講師を招き、教員の実務に関する知識、技術、技能等を確認しあう。<br/> 職能団体等が実施する研修に参加する。<br/> その他、必要に応じて、授業及び学生指導に関する教員の指導力等向上のための研修を積極的に受講するよう配慮する。<br/> 毎年開催されている介護教員講習会や医療的ケア講習会に順番に参加する。<br/> また、その他、新任教員研修および教員の資質向上のための講習会へも積極的に参加する。<br/> 具体的には、年度当初、前期終了時期、後期開始時期、そして年度末を節目とし、それぞれの時期の学生の状況などを踏まえた研修を職員会議、学科会議において行う。また、夏季休講中には、教員が「専攻分野における実務に関する研修等」と「指導力の修得・向上のための研修等」に関する研修計画を提出し、関係機関・団体と連携しつつ、学外での研修を受講する。</p>  |   |             |             |   |  |
| <p>(2) 研修等の実績</p> <p>① 専攻分野における実務に関する研修等</p> <p>○日本障害者協議会 政策委員会(社会福祉系教員 毎月第3木曜日)<br/> 障害者権利条約など、障害者政策をめぐる国際的な動向を踏まえ、大学・短大・専門学校の教員と障害当事者団体の代表が、日本の障害者政策の課題を整理し、問題解決の方向性を政府や関係機関・団体などに提言する。<br/> 協議会と連携し、各種障害当事者団体が抱える課題を共有し、最新動向を学生指導に活かすことができる。</p> <p>○大阪障害者センター 障害者生活支援システム研究会(社会福祉系教員 3月3日・9月9日)<br/> 大学・短大・専門学校の教員と障害者支援施設などの専門職が、障害者に対する生活支援全般にわたる課題を整理し、問題解決に向けての方向性を見出し、その成果を冊子や著書などをおして発表する。<br/> センターと連携し、独自に行う調査などを含め、障害関係の最新動向を学生指導に活かすことができる。</p> <p>○日本医療総合研究所 研究・研修委員会(社会福祉系教員 5月27日・8月26日)<br/> 大学・短大・専門学校の教員と医師・看護師・医療ソーシャルワーカーが、保険・医療・福祉全般にわたる課題を整理し、課題別に部会を設け、部会の成果をシンポジウムや冊子・著書などをおして発表する。<br/> 研究所と連携し、医療分野の最新動向を学生指導に活かすことができる。</p> <p>○駿河区地域福祉推進委員会(社会福祉系教員 3月8日・7月28日)<br/> 社会福祉協議会が主催する。学校が設置されている地域の諸課題の共有と問題解決に向けての意見交換を地域の関係機関・団体と行う。<br/> 委員会と連携し、具体的な地域の諸課題や住民ニーズを把握し、学生指導に活かすことができる。</p> <p>○日中韓社会保障国際論壇(社会福祉系教員 9月16日・17日)<br/> 日中韓の社会保障研究者が集い、それぞれの国の最新動向を学びあうとともに、東アジアに共通した問題を共有し、問題解決に向けた方向性を模索する。<br/> 研究ネットワークと連携し、成長著しい東アジア諸国における社会保障の最新動向を学生指導に活かすことができる。</p> <p>② 指導力の修得・向上のための研修等</p> <p>○社会福祉士実習・演習教員講習会 基礎研修(社会福祉実習担当教員 7月16日)<br/> 社会福祉士実習・演習担当教員講習会を行う前提になる共通認識を学ぶ。<br/> 社会福祉士養成校協会と連携し、学生への実習指導力を高めることができる。</p> <p>○社会福祉士実習担当教員講習会(社会福祉実習担当教員 8月7日～10日)<br/> 相談援助実習における実践的なスキルを高めるため、座学とグループワーク、ロールプレイなどを行う。<br/> 社会福祉士養成校協会と連携し、学生への実習指導力を高めることができる。</p> <p>○社会福祉士実習担当教員講習会(社会福祉実習担当教員 8月22日～25日)<br/> 相談援助実習における実践的なスキルを高めるため、座学とグループワーク、ロールプレイなどを行う。<br/> 社会福祉士養成校協会と連携し、学生への実習指導力を高めることができる。</p> <p>○児童養護施設実習懇談会(児童分野実習担当教員 2月16日)<br/> 静岡県内の児童養護施設の実習指導者と、保育士養成校、社会福祉士養成校の実習担当教員が集い、多角的な情報交換を行うこととおして、より質の高い実習と人材養成に向けての課題の共有を行う。<br/> 県内の児童養護施設と連携し、学生への実習指導力を高めることができる。</p> |   |             |             |   |  |
| <p>(3) 研修等の計画</p> <p>① 専攻分野における実務に関する研修等</p> <p>○日本障害者協議会 政策委員会(社会福祉系教員 毎月第3木曜日)<br/> ○大阪障害者センター 障害者生活支援システム研究会(社会福祉系教員 11月26日・2月25日) ○日本医療総合研究所 研究・研修委員会(社会福祉系教員 12月23日・3月3日)<br/> ○駿河区地域福祉推進委員会(社会福祉系教員 11月15日・2月23日)</p> <p>② 指導力の修得・向上のための研修等</p> <p>○児童養護施設実習懇談会(児童分野実習担当教員 2月14日)</p>   |   |             |             |   |  |
| 4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係   |   |             |             |   |  |
| <p>(1) 学校関係者評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連分野の代表者、卒業生の代表者(=最も身近なプロフェッショナルとしての存在)に対し、本学の自己点検・評価について報告。</li> <li>・教育活動全般、学内施設・設備関係、広報的活動、財務等への専門的助言を得る。</li> <li>・教育の質を向上させ、教育の質の担保し、地域の人材ニーズに対応することで、卒業生及び卒業生の就職先(採用側)の満足度を向上させる。</li> </ul>  |   |             |             |   |  |
| (2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応   |   |             |             |   |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガイドラインの評価項目</th> <th>学校が設定する評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 教育理念・目標</td> <td> 1. 教育理念・目標<br/> ・「建学の精神」「校訓」に対する教員の理解、学生指導及び入学予定者への指導<br/> ・プロフェッショナルを輩出することへの責務<br/> ・高等職業機関として地域、社会への貢献<br/> ・学科ごとの教育目標 </td> </tr> </tbody> </table>   | ガイドラインの評価項目   | 学校が設定する評価項目 | (1) 教育理念・目標 | 1. 教育理念・目標<br>・「建学の精神」「校訓」に対する教員の理解、学生指導及び入学予定者への指導<br>・プロフェッショナルを輩出することへの責務<br>・高等職業機関として地域、社会への貢献<br>・学科ごとの教育目標 |  |
| ガイドラインの評価項目   | 学校が設定する評価項目   |             |             |   |  |
| (1) 教育理念・目標   | 1. 教育理念・目標<br>・「建学の精神」「校訓」に対する教員の理解、学生指導及び入学予定者への指導<br>・プロフェッショナルを輩出することへの責務<br>・高等職業機関として地域、社会への貢献<br>・学科ごとの教育目標 |             |             |   |  |

|                |  |
|----------------|--|
| (2) 学校運営       | 1. 教育理念・目標<br>・学生募集、学生の教育、職業人として輩出することへの組織な対応<br>・的確な情報公開                                    |
| (3) 教育活動       | 2. 教育活動<br>・教育目標に合致した職業教育の実施   |
| (4) 学修成果       | 2. 教育活動<br>・学生が目指す分野への就職率<br>・国家試験、各種検定試験における合格率   |
| (5) 学生支援       | 6. 学生生活支援<br>・学生の日常生活指導<br>・学校独自の奨学金制度<br>・公的な奨学金制度利用についての指導                                 |
| (6) 教育環境       | 5. 施設・設備等<br>・カリキュラム上必要な施設・設備の整備<br>・施設・設備の的確な維持   |
| (7) 学生の受入れ募集   | 3. 学生受け入れ<br>・高等学校・生徒・保護者に対する広報の企画・運営<br>・オープンキャンパスの企画・運営<br>・時期ごとの目的明示<br>・オフィシャルサイトによる情報発信 |
| (8) 財務         | 8. 財務<br>・財務基盤<br>・予算・収支計画の妥当性<br>・適正な会計監査<br>・財務に関する情報公開                                    |
| (9) 法令等の遵守     | 2. 教育活動<br>・学生に対するコンプライアンス教育<br>4. 教職員組織<br>・教職員のコンプライアンス研修<br>・改正個人情報保護の学外・学内研修             |
| (10) 社会貢献・地域貢献 | 2. 教育活動<br>・地域ボランティア活動<br>・社会人向け講座(介護職員初任者研修、実務者研修)企画・運営                                     |
| (11) 国際交流      | 2. 教育活動<br>・海外研修修学旅行における現地大学生との交流<br>・同、福祉施設、教育施設、医療機関の視察、情報交換                               |

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学生生活の基本的な姿勢に関する指導に加え、授業内容の改善や実習方法の改善、そして就職指導に反映させている。また、外部委員の意見を今年度・来年度の教育活動その他の学校運営の改善等に活用する。  
具体的には、学生の基礎学力や社会人としての常識マナーの低下が目立つという委員からの意見を踏まえ、ビジネス能力検定、もしくは社会人常識マナー検定を学生に義務化し、全教員で指導に当たるようになった。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成29年10月1日現在

| 名前    | 所属  | 任期                       | 種別       |
|-------|---|--------------------------|----------|
| 鳥羽 茂  | 特定非営利活動法人<br>静岡県ボランティア協会 事務局長               | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) | 業界団体等の役員 |
| 斉藤 裕子 | 社会福祉法人 愛育会<br>小百合キッズホーム 園長                  | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) | 企業等委員    |
| 川崎 誠之 | 社会福祉法人 駿河会<br>特別養護老人ホーム 晁の園<br>相談員兼ケアマネージャー | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) | 卒業生      |
| 加藤 浩和 | 社会福祉法人 秀生会<br>特別養護老人ホーム ヴィラージュ富士<br>介護主任    | 平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年) | 卒業生      |

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ (平成29年4月18日公表) )

URL: <http://www.can.ac.jp/fukushi/joho01.php>

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

教育方針、教育内容の公開することで産学連携の基礎をつくり、教育目標・教育内容と現場ニーズをマッチングさせる。その結果、地域の社会的認知を獲得する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

| ガイドラインの項目        | 学校が設定する項目  |
|------------------|------------|
| (1) 学校の概要、目標及び計画 | 1. 教育理念・目標 |
| (2) 各学科等の教育      | 2. 教育活動    |

|  |                        |
|--|------------------------|
| (3)教職員   | 4. 教職員組織               |
| (4)キャリア教育・実践的職業教育  | 2. 教育活動                |
| (5)様々な教育活動・教育環境  | 2. 教育活動<br>5. 施設・設備等   |
| (6)学生の生活支援   | 6. 学生生活支援              |
| (7)学生納付金・修学支援  | 6. 学生生活支援              |
| (8)学校の財務   | 8. 財務                  |
| (9)学校評価  | 1. 教育理念・目標             |
| (10)国際連携の状況  | 2. 教育活動（海外研修における交流・視察） |
| (11)その他  |                        |
| ※(10)及び(11)については任意記載。  |                        |
| (3)情報提供方法 ホームページ   |                        |
| URL: <a href="http://www.can.ac.jp/fukushi/joho01.php">http://www.can.ac.jp/fukushi/joho01.php</a> |                        |

授業科目等の概要

| (教育・社会福祉専門課程 総合福祉学科 社会福祉士コース) 平成29年度 |      |      |              |  |         |                             |      |    |          |    |    |    |    |         |
|--------------------------------------|------|------|--------------|--|---------|-----------------------------|------|----|----------|----|----|----|----|---------|
| 分類                                   |      |      | 授業科目名        | 授業科目概要   | 配当年次・学期 | 授業<br>単<br>位<br>数<br>時<br>数 | 授業方法 |    |          | 場所 |    | 教員 |    | 企業等との連携 |
| 必修                                   | 選択必修 | 自由選択 |              |  |         |                             | 講義   | 演習 | 実験・実習・実技 | 校内 | 校外 | 専任 | 兼任 |         |
| ○                                    |      |      | 現代倫理         | 倫理学を基調として現代の青年たちに欠落している面を追及し、「全人教育」に向けて。「生きる」ことの意味を考察させることから、さらに「働く」ことの意味を考えさせる。       | 1通      | 60                          | 4    | ○  |          |    | ○  |    |    |         |
| ○                                    |      |      | 介護福祉士倫理      | 人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性を理解し、専門職としての倫理と価値を考え、介護場面における倫理的課題に対応できるための基礎を学ぶ。          | 1前      | 30                          | 2    | ○  |          |    | ○  |    |    |         |
| ○                                    |      |      | 相談援助の基盤と専門職Ⅰ | 相談援助の理論を基盤とした対人援助職の基礎的学習を行う。同時に、介護職の基本である多職種連携の重要性のもと、それぞれの役割と機能を考える。                  | 1後      | 30                          | 2    | ○  |          |    | ○  |    |    |         |
| ○                                    |      |      | 社会福祉概論       | 社会福祉全般にわたる概念や価値について学び、他の各論との接点を見出す。同時に、実践場面において、それらの概念や価値がどのように生かされるのかについて学ぶ。          | 1通      | 60                          | 4    | ○  |          |    | ○  |    |    |         |
| ○                                    |      |      | 社会保障論Ⅰ       | 生活を支える身近な社会保障の構造と枠組について学ぶ。同時に、それらが形成されてきた国内外の経緯について概観する。                               | 1後      | 30                          | 2    | ○  |          |    | ○  |    |    |         |
| ○                                    |      |      | 老人福祉論Ⅰ       | 少子・高齢化の現状、要介護高齢者と家族の現状について学び、それらを支える法制度として、介護保険法の功罪について学ぶ。同時に、福祉・介護の仕事の基盤となる法制度について学ぶ。 | 1前      | 30                          | 2    | ○  |          |    | ○  |    |    |         |
| ○                                    |      |      | 障害者福祉論Ⅰ      | 障害観と自立観、障害者の実態について学び、それらを支える法制度として、障害者総合支援法の功罪について学ぶ。同時に、障害者政策をめぐる国際動向と障害者権利条約について学ぶ。  | 1後      | 30                          | 2    | ○  |          |    | ○  |    |    |         |
| ○                                    |      |      | 介護概論Ⅰ        | 介護の目的、機能、範囲を理解し、専門職業としての介護を理解する。利用者様の尊厳を支える介護、自立に向けた介護、介護サービスを理解する。                    | 1通      | 60                          | 4    | ○  |          |    | ○  |    |    | ○       |
| ○                                    |      |      | 介護概論Ⅱ        | 介護福祉士を取り巻く状況、介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ、介護従事者の倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント等の概念を明確にする。              | 2通      | 60                          | 4    | ○  |          |    | ○  |    |    | ○       |





|   |  |             |   |    |     |   |   |   |   |   |   |   |  |  |   |   |  |  |
|---|--|-------------|---|----|-----|---|---|---|---|---|---|---|--|--|---|---|--|--|
| ○ |  | 介護総合演習 I    | 介護実習を行ううえでの介護福祉士としての心構え、社会人としてのマナーを理解し、利用者の個性を尊重した介護実践に発展できる能力を養う。                                  | 1前 | 30  | 1 |   | ○ | ○ | ○ |   |   |  |  |   |   |  |  |
| ○ |  | 介護総合演習 II   | 介護福祉士としての自覚を促し、実習での経験を重ねながら、専門職に求められる資質や総合的な能力を習得する。  | 2通 | 90  | 3 |   | ○ | ○ | ○ |   |   |  |  |   |   |  |  |
| ○ |  | 介護実習 I      | さまざまな生活の場における個人の生活を理解したうえで、個別ケアを考え、コミュニケーションの実施、他職種協働を通じ介護福祉士としての役割について理解する。                        | 1通 | 120 | 3 |   |   | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |   |   |  |  |
| ○ |  | 介護実習 II     | 個別性理解のもと介護計画の立案・実施・評価を行う。具体的な介護サービス提供の基本となる実践力を養い、チームの一員として他職種連携の重要性を学ぶ。                            | 2通 | 360 | 9 |   |   | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |   |   |  |  |
| ○ |  | 発達と老化の理解 I  | 人間の成長と発達の観点から老化を理解し、各発達段階での発達課題、心身機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する。   | 1前 | 30  | 2 | ○ |   |   | ○ |   |   |  |  | ○ |   |  |  |
| ○ |  | 発達と老化の理解 II | 老年期のある人の身体的・心理的・社会的側面の変化、特徴を理解し、高齢者を多面的に理解できる力を養う。「古い」や「死」について考え、自己の死生観・幸福感・老年観の確立に結びつける。           | 2後 | 30  | 2 | ○ |   |   | ○ |   |   |  |  |   | ○ |  |  |
| ○ |  | 認知症の理解      | 認知症の医学的側面、種類、特徴、介護方法などの認知症に関する基礎知識を習得し、認知症の人の理解に結びつける。認知症を取り巻く環境、チームアプローチ、家族支援などの視点を養う。             | 1通 | 60  | 4 | ○ |   |   | ○ |   |   |  |  | ○ |   |  |  |
| ○ |  | 障害の理解 I     | 障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得する。障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を学ぶ。<br><概論>                | 1後 | 30  | 2 | ○ |   |   | ○ |   |   |  |  | ○ |   |  |  |
| ○ |  | 障害の理解 II    | 障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得する。障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を学ぶ。<br><各論>                | 2前 | 30  | 2 | ○ |   |   | ○ |   |   |  |  | ○ |   |  |  |
| ○ |  | からだのしくみ     | 医学概論で学んだ身体のしくみをさらに深め、人体の構造や機能の知識を理解した上で、根拠に基づいた適切な介護の展開ができる。  | 2前 | 30  | 2 | ○ |   |   | ○ |   |   |  |  | ○ |   |  |  |
| ○ |  | 医学一般        | 介護を行う上で心身機能と身体構造は、当然必要で理解しておかなければならない知識である。利用者の病態を正しく理解し、対応を知ることによって、安全でより充実した介護サービスが提供できるよう知識を深める。 | 1前 | 30  | 2 | ○ |   |   | ○ |   |   |  |  |   | ○ |  |  |
| ○ |  | こころのしくみ     | 介護実践に必要な知識という観点から、こころのしくみについての知識を養う。  | 2後 | 30  | 2 | ○ |   |   | ○ |   |   |  |  | ○ |   |  |  |



|   |  |              |  |    |     |   |   |   |   |   |  |  |   |   |
|---|--|--------------|--|----|-----|---|---|---|---|---|--|--|---|---|
| ○ |  | 地域福祉論        | 現在の社会福祉の基本理念である地域福祉の推進の意義と意味を理解し、社会福祉専門職として必要な地域福祉に関する法制度と地域福祉をめぐる情勢を学ぶ。               | 2通 | 60  | 4 | ○ |   | ○ | ○ |  |  |   |   |
| ○ |  | 法学           | 法学の基本的な理論と構造について学び、社会福祉専門職として法制度を活用できる基礎知識とする。   | 2後 | 30  | 2 | ○ |   | ○ | ○ |  |  |   |   |
| ○ |  | 経済学          | 現代社会の経済の基本的構造を学ぶとともに、実際の経済の流れを示す教材を提供しながら、日々の生活と経済の関連を具体的にイメージできるようにする。                | 3通 | 30  | 2 | ○ |   | ○ | ○ |  |  |   |   |
| ○ |  | 社会福祉援助技術演習   | 社会福祉専門職として必要な基礎的な援助技術の方法に関する全体像を具体的に学ぶ   | 2後 | 30  | 1 |   | ○ | ○ | ○ |  |  |   |   |
| ○ |  | 福祉事務所運営論     | 日本の社会保障制度の公的な地域の窓口である福祉事務所の歴史と機能・役割と課題を理解し、生活保護を中心とした今後の社会保障のあり方に関して学ぶ。                | 3前 | 30  | 2 | ○ |   | ○ |   |  |  | ○ |   |
| ○ |  | 社会福祉施設経営論    | 社会福祉施設の経営のあり方に関する歴史と理論を学び、競争原理のもと、措置から契約へと移行した施設経営の今後に関して学ぶ。                           | 3通 | 60  | 4 | ○ |   | ○ |   |  |  | ○ |   |
| ○ |  | 社会福祉現場実習指導Ⅰ  | 相談援助の実習を行うために必要な知識として、実習先の種別や機能、根拠法などについて学び、あわせて、相談援助の技術やプロセスなどについて学ぶ。                 | 2前 | 30  | 2 |   | ○ | ○ | ○ |  |  |   |   |
| ○ |  | 社会福祉現場実習指導Ⅱ  | 相談援助の実習を行うために必要な知識として、実習先の種別や機能、根拠法などについて学び、実際に実習に行く実習先の概要と法的根拠、求められる相談援助の機能と技術について学ぶ。 | 3前 | 30  | 2 |   | ○ | ○ | ○ |  |  |   |   |
| ○ |  | 社会福祉現場実習     | 社会福祉関係の各種機関・団体、施設での相談援助実習をとおして、相談援助業務の実際と相談援助業務の特性について学ぶ。                              | 3前 | 120 | 3 |   |   | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ |
| ○ |  | 社会学          | 少子・高齢化や家族形態の変化といった社会の変動を社会学の観点から捉えるとともに、相談援助の対象者が抱える生活問題との関連に関して学ぶ。                    | 3後 | 30  | 2 | ○ |   | ○ | ○ |  |  |   |   |
| ○ |  | 社会調査の基礎      | 社会調査と相談援助の関連を学ぶとともに、相談援助における社会調査の実践的な活用する方法を学ぶ。  | 3後 | 30  | 2 | ○ |   | ○ | ○ |  |  |   |   |
| ○ |  | 福祉行財政と福祉計画   | 社会福祉政策の基盤である行財政の基本を学ぶとともに、福祉系核の経緯と今後の展望に関して学ぶ。   | 3後 | 30  | 2 | ○ |   | ○ | ○ |  |  |   |   |
| ○ |  | 社会保障論Ⅱ       | 社会保障をめぐる国内外の現状と課題を学ぶとともに、社会保障のあり方に関する複数の選択肢に関して学び、今後の社会保障のあり方を展望する。                    | 3前 | 30  | 2 | ○ |   | ○ | ○ |  |  |   |   |
| ○ |  | 相談援助の基盤と専門職Ⅱ | 相談援助の役割の多様性とその機能が求められる分野が広がってきていることを踏まえ、それぞれの分野で具体的にどのようなことを求められているのかを学ぶ。              | 3前 | 30  | 2 | ○ |   | ○ | ○ |  |  |   |   |

|    |  |             |  |      |     |                  |   |   |   |   |   |  |  |  |
|----|--|-------------|--|------|-----|------------------|---|---|---|---|---|--|--|--|
| ○  |  | 相談援助の理論と方法  | 社会福祉専門職が求められる相談援助の理論や価値、倫理などを踏まえ、相談援助の理論と方法についてより専門的に学ぶ。                               | 3通   | ##  | 8                | ○ |   | ○ | ○ |   |  |  |  |
| ○  |  | 老人福祉論Ⅱ      | 老人福祉法の基本理念を踏まえ、介護保険法以外の老人福祉関連政策の動向やそれらの関連について学ぶ。                                       | 3後   | 30  | 2                | ○ |   | ○ | ○ |   |  |  |  |
| ○  |  | 障害者福祉論Ⅱ     | 障害者福祉をめぐる国際動向を踏まえ、日本の障害者福祉の同行について学ぶ。そして、障害者権利条約に適合した日本の障害者福祉のあり方を学ぶ。                   | 3後   | 30  | 2                | ○ |   | ○ | ○ |   |  |  |  |
| ○  |  | 生活保護制度      | 生活保護の原理・原則を踏まえ、日本と欧米の公的扶助の形成過程を学ぶ。そして、日本の生活保護の現状と課題を学び、今後の生活保護のあり方を展望する。               | 3前   | 30  | 2                | ○ |   | ○ | ○ |   |  |  |  |
| ○  |  | 保健医療サービス    | 保健・医療をめぐる現状と課題を学ぶとともに、保健・医療と相談援助の関連を学ぶことをとおして、今後の相談援助のあり方に関する方向性を展望する。                 | 3後   | 30  | 2                | ○ |   | ○ | ○ |   |  |  |  |
| ○  |  | 就労支援サービス    | 高齢者、障害者、若者など、就労支援をめぐる現状と課題を学ぶとともに、就労支援と相談援助の関連を学ぶことをとおして、今後の相談援助のあり方を展望する。             | 3前   | 15  | 1                | ○ |   | ○ | ○ |   |  |  |  |
| ○  |  | 更生保護        | 更生保護をめぐる歴史を概観し、相談援助の新たな分野である更生保護と相談援助の関連を学ぶ。そして、これらの課題に関する今後の方向性を展望する。                 | 3前   | 15  | 1                | ○ |   | ○ | ○ |   |  |  |  |
| ○  |  | 権利擁護と成年後見制度 | 権利擁護に関する法制度の概要を学ぶとともに、権利擁護と相談援助の関連を学ぶことをとおして、相談援助の新たな役割について展望する。                       | 3前   | 30  | 2                | ○ |   | ○ | ○ |   |  |  |  |
| ○  |  | 相談援助演習      | 相談援助をめぐる多様な事例を検討することをとおして、相談援助の実践的な技術を具体的に学ぶ。そして、複数の相談援助の技法に関する認識を深める。                 | 3通   | 120 | 4                | ○ |   | ○ | ○ |   |  |  |  |
| ○  |  | 相談援助実習指導    | 相談援助の実習を行うために必要な知識として、実習先の種別や機能、根拠法などについて学び、実際に実習に行く実習先の概要と法的根拠、求められる相談援助の機能と技術について学ぶ。 | 3後   | 30  | 2                | ○ |   | ○ | ○ |   |  |  |  |
| ○  |  | 相談援助実習      | 社会福祉関係の各種機関・団体、施設での相談援助実習をとおして、相談援助業務の実際と相談援助業務の特性について学ぶとともに、個別支援計画の立案を行う。             | 3後   | 80  | 2                |   | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  |
| 合計 |  |             |  | 71科目 |     | 3,470単位時間(194単位) |   |   |   |   |   |  |  |  |

| 卒業要件及び履修方法   |  | 授業期間等    |     |
|--|--|----------|-----|
| 卒業要件：すべての科目を履修。期末考査・小テスト・課題評価・平常の授業態度・出席状況等の資料によって総合的に評価し、全ての科目でC以上であること |  | 1学年の学期区分 | 2期  |
|  |  | 1学期の授業期間 | 15週 |

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。